

## 物品・委託等指名業者選定基準

### (目的)

第1 県が発注する物品の購入又は製造、印刷の請負その他（建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事用材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託に係る契約を除く。以下「物品・委託等」という。）の契約において指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほかこの基準の定めるところによるものとする。

### (等級別選定基準)

第2 指名業者の選定は、別表第1の業務の種類及び予定価格に応じ、それぞれ物品等入札参加資格適格者名簿に登載された等級に格付けされた者の中から行うものとする。

ただし、物品・委託等の種類又は性質により、別表第1による選定が困難な場合は、この限りでない。

### (指名業者数)

第3 指名業者の数は、10者以上とする。ただし、特殊な物品・委託等の場合で10者以上を指名することが困難な場合は、この限りでない。

### (選定基準に対する特例)

第4 第3の定めによる指名業者数の選定が困難である場合は、第2に定めた基準に対応する等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。

### (指名業者選定にあたっての留意事項)

第5 指名業者の選定にあたっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること
- (2) 国際規格の取得状況、障害者雇用状況、県内におけるボランティア活動の有無など社会的や地域に貢献している者であること
- (3) 業務を履行するにあたり、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること
- (4) 業務を履行するにあたり、地理的条件を必要とするものについては、当該地理的条件を有する者であること
- (5) 製造、印刷の請負又は委託業務において、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合は、当該技術又は施設等を有する者であること
- (6) 物品の購入等において、銘柄を指定する必要があると認められる場合においては、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること
- (7) 輸入に係る物品の購入契約において、当該物品に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者、若しくは当該取引が可能な者であること
- (8) 特殊又は追加注文等の物品の購入の場合で、その物品の供給の実績がある者に行わせる必要があると認められたときは、当該実績を有する者であること

附 則

この基準は、平成１９年１０月１日から施行し、同日以降に指名業者の選定を行うものに適用する。

別表第１

| 業種の種類               | 等 級 | 予定価格    |
|---------------------|-----|---------|
| 物品の購入               | A   | 制 限 な し |
|                     | B   | ２５０万円未満 |
|                     | C   | １００万円未満 |
| 物品の製造<br>・<br>印刷の請負 | A   | 制 限 な し |
|                     | B   | ２５０万円未満 |
|                     | C   | １００万円未満 |
| 委託・その他              | A   | 制 限 な し |
|                     | B   | ２５０万円未満 |
|                     | C   | １００万円未満 |